

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

選挙管理委員会

- 宮城県選挙管理委員会一般選挙の期日及び選挙すべき委員の数
○宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙長及びその職務代理者
○宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙会の場所及び日時
○宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙長の事務所
○宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

ページ

選挙管理委員会

- 宮選管告示第九十三号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、宮城県選挙管理委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。
平成二十八年七月二十五日
宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
- 一 選挙期日 平成二十八年八月三日
二 選挙すべき委員の数 九人
○宮選管告示第九十四号
平成二十八年八月三日執行の宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十八年七月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙長 牡鹿郡女川町小乗浜字向五〇番地の一 菅野 静 春

同職務代理者 石巻市渡波字佐須二番地 雁 部 宏 充

○宮選管告示第九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十八年八月三日執行の宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。
平成二十八年七月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十八年八月四日 午後三時

○宮海選管告示第一号

平成二十八年八月三日執行の宮城県選挙管理委員会一般選挙における選挙長の事務所を次のとおり定める。
平成二十八年七月二十五日

宮城県選挙管理委員会

選挙長 菅 野 静 春

○宮海選管告示第二号

平成二十八年八月三日執行の宮城県選挙管理委員会一般選挙における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定による選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十八年七月二十五日

宮城県選挙管理委員会

選挙長 菅 野 静 春

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十八年七月三十一日 午後五時